

2 令和2年改正個人情報保護法の概要

Q 新法の概要を教えてください。

A 新法では、仮名加工情報、個人関連情報等の新たな概念が追加されたほか、個人情報の利用の場面から、罰則、域外適用の分野に至るまで、多くの条項が改正されました。施行時期は、一部の規定を除き、令和4年の春から6月頃の予定です。

解説

1 改正の経緯

(1) 3年ごと見直し条項

まずは、今回の改正に至る経緯を確認します。個人情報保護法は、平成15年の成立後、平成27年に全面改正されましたが、その際に設けられた附則において、施行後3年ごとに検討を加える条項（いわゆる3年ごと見直し条項）が入りました（平27法65附則12③）。そして、平成27年改正法は平成29年5月に全面施行され、そこから3年間にわたり見直しが進められてきました（平成27年改正については完全対応本を参照）。

トピック② 広告関係用語・技術の概説

新法では、「個人関連情報」についての規律が取り入れられ、報道等では、「クッキー（Cookie）規制である」という論調も見られました。例えば、新法の閣議決定直後の日本経済新聞令和2年3月11日朝刊5頁では、「改正案では、企業による分析目的の個人データ収集を規制する。ネットの閲覧履歴を集められる「クッキー」と呼ばれる仕組みの利用を対象とし、他社からクッキー情報を得て自社のデータベースに加える場合に本人の同意取得を義務付ける。提供元の企業も、提供先の企業に本人同意を得たか確認する必要がある。」として、まるでクッキーというのは魔法のようにネットの閲覧履歴を集めるもので、規制が必要であるといわんばかりです。国会においても、「もう一つ、今回の法文の個人関連情報ということなんですが、その具体例として、これもメディアで話題になりましたが、クッキーとか位置情報というのは該当するかどうか、あるいは単純な統計情報等も該当するかどうか、その辺りも御答弁ください。」との山田太郎参議院議員の質問に対して、政府参考人である其田個人情報保護委員会事務局長は、「個人関連情報は、法案上は、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものとされており。具体例を挙げますと、氏名と結び付いていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキー等も含まれます。また、いわゆる統計情報は、特定の個人との対応がない限りにおいては個人関連情報には該当いたしません。」と応答しており（第201回国会参議院・内閣委員会会議録第13号（令和2年6月4日））、クッキーが基本的に個人関連情報として規律対象であるとされています。

では、クッキーというのはいったい何であって、何のために用いられるのでしょうか。クッキーが個人情報保護法との関係で問題になるのは、基本的には、広告（行動ターゲティング広告）利用の文脈です。仕組みを理解するためには、クッキーや、DMP（Data Management Platform）の技術を

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.3)51001621

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

17 仮名加工情報の活用場面

Q 仮名加工情報の具体的な活用場面としてどのようなものが想定されますか。

A 取得時の利用目的が不十分又は欠けていた個人情報や、限定的な利用目的の下で取得した個人情報（医療・治験分野で取得した個人情報など）を、仮名加工情報に加工することで、取得時の利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用（AI学習への利用など）することなどが考えられます。

解説

1 取得時の利用目的を超えた利用

Q12で説明したように、個人情報取扱事業者においては、いわゆる「仮名化」という手法が広く活用されており、このように「仮名化」された個人情報は、例えば、個人情報の本人である特定の顧客向けで

事例16 利用者が登録した顔画像を、一つの地域における複数の事業者第三者提供すること等を通じて、キャッシュレス決済・キーレスドア解錠等の利便性を提供している実証実験の事例

（平成31年1月～令和3年3月予定／南紀白浜IoTおもてなしサービス実証実験）

事案の概要

和歌山県南紀白浜エリアでは、平成31年1月から令和3年3月末日までの期間、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の一環として、日本電気株式会社や株式会社南紀白浜エアポート等の主導により、「南紀白浜IoTおもてなしサービス実証」（以下「南紀白浜実証」という。）と称する大規模な実証実験が行われている。南紀白浜実証では、旅行客本人から同意を得て顔画像を取得し、参加施設での顔認証によるキャッシュレス決済等のサービスに利用しているほか、同意を得て顔画像を取得した旅行客以外についても、空港等に設置したカメラによって顔画像を一時的に取得し、これを処理することによって得られた属性推定情報を利用して人流量の分析等を行っている。

解説

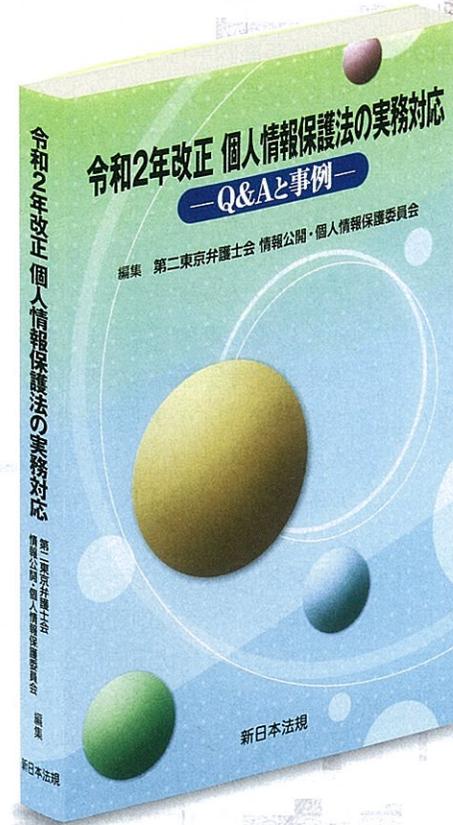
1 南紀白浜実証の概要

南紀白浜実証は、IoTと顔認証機能の活用による観光客やビジネス客の満足度の向上、IoTを活用した空港運営の生産性向上等のために、

令和2年改正

個人情報保護法の実務対応
—Q&Aと事例—

編集 第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会



新しい個人情報保護法制に
適切に対応するために!

開示請求で入手した立法担当者の内部資料を踏まえて、改正個人情報保護法の規制内容や企業対応のポイントをわかりやすく解説しています。

法改正に影響を与えた重要事例を多数取り上げ、実務で注意すべきポイントを解説しています。

個人情報保護に造詣の深い弁護士が、企業や消費者からの相談に対応してきた経験を活かし執筆しています。

A5判・総頁394頁
定価4,400円（本体4,000円）
送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総説

- Q 1 改正前の個人情報保護法の概要
- Q 2 令和2年改正個人情報保護法の概要
- Q 3 個人情報保護分野の重要事例

第2章 Q&A 令和2年改正個人情報保護法の解説

第1節 個人情報の不適正な方法による利用禁止

- Q 4 個人情報の不適正な方法による利用の禁止

第2節 漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化

- Q 5 漏えい等発生時における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化

第3節 オプトアウトによる第三者提供の規制追加

- Q 6 オプトアウト規制
- Q 7 通知・公表・届出事項の拡大

トピック① 改正されなかった事項「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定」

第4節 提供先で個人データとなる情報の規制（個人関連情報）

- Q 8 「個人関連情報」に関する改正がなされた背景

トピック② 広告関係用語・技術の概説

- Q 9 提供先で個人データとなる情報の規制（個人関連情報）

- Q 10 個人関連情報の第三者提供
- Q 11 個人関連情報取扱事業者への監督

第5節 仮名加工情報の創設

- Q 12 仮名加工情報の創設
- Q 13 仮名加工情報とは
- Q 14 匿名加工情報との差異
- Q 15 個人情報である仮名加工情報に適用される規律
- Q 16 仮名加工情報に適用（準用）される規律
- Q 17 仮名加工情報の活用場面

第6節 本人からの開示請求等の範囲の拡大

- Q 18 保有個人データの範囲の変更と公表事項の追加

トピック③ 法改正を踏まえた保有個人データに関するプライバシーポリシー等の変更

- Q 19 開示対象の追加と開示方法の指定

- Q 20 利用停止・消去等の個人の請求権の拡充

トピック④ 改正されなかった事項「個人情報保護計画」

トピック⑤ 改正されなかった事項「個人情報保護管理者」

トピック⑥ 改正されなかった事項「プライバシー影響評価（PIA）」

第7節 認定個人情報保護団体の認定要件の一部緩和

- Q 21 業務を限定した認定個人情報保護団体の認定

- Q 22 個人情報保護指針の履行確保

第8節 罰則の強化

- Q 23 罰則

トピック⑦ 改正されなかった事項「課徴金制度」

第9節 法の域外適用・越境移転

- Q 24 外国にある第三者への提

供の制限

- Q 25 法の域外適用

- Q 26 外国の事業者に対する執行の強化

- Q 27 送達に関する規定の整備

第3章 類型別 個人情報保護分野の事例解説

第1節 個人情報漏えい（総論）

事例1 自治体による個人情報（住民基本台帳等のデータ）の流出事故について住民らのプライバシー権侵害及び慰謝料を認めた事例（大阪高判平13・12・25（平13（ネ）1165）裁判所ウェブサイト／宇治市住民基本台帳データ漏えい事件）

事例2 顧客データベースが格納された社内サーバーへのリモートアクセスの管理が不十分であったとして、顧客情報流出について事業者の責任を認めた事例（大阪地判平18・5・19判タ1230・227、大阪高判平19・6・21（平18（ネ）1704）／Yahoo! BB顧客情報漏えい事件）

事例3 流出した個人情報が誰にも知られたくない種類の価値観に関係した身体状況に係るものであったことなどから比較的高額の賠償を認めた事例（東京地判平19・2・8判タ1262・270、東京高判平19・8・28判時1964・113／TBC漏えい事件）

事例4 業務委託先の情報漏えい対策がスマートフォンの新しい通信方式に対応できておらず個人情報が流出したことについて、業務委託元も責任を負うとされた事例（最判平29・10・23、判時2351・7ほか／ベネッセ事件）

事例5 県民の納税情報など大量の個人情報が含まれる行政文書

を蓄積していたハードディスクが、データ消去が不十分なままに、ネットオークションを通じて転売されていた事例（令和元年11月／神奈川県データ流出事件）

トピック⑧ 7pay不正被害事件について

第2節 第三者提供（総論）

事例6 鉄道事業者が仮名化した交通系ICカードの移動履歴を販売した事例（平成25年6月／Suica事件）

事例7 大手ポイントプログラムにおいて顧客情報の提供方法として共同利用方式を採用していたところ、共同利用者の範囲が無限定に広がること等が問題視された事例（平成26年11月／T会員情報共同利用事例）

事例8 位置情報等の情報を広告利用のため第三者に提供していたがその旨の説明が不十分である等として問題とされた事例（平成30年10月／JapanTaxi位置情報等提供事件）

事例9 ポイントカード事業者が、会員情報等を裁判所の令状なしに捜査当局へ提供していたことが問題視された事例（平成31年1月／CCC事件）

事例10 大手就職情報サイト運営事業者が、学生の内定辞退率を算出し、第三者提供の同意を取得することなく、これを顧客企業に提供等していた事例（令和元年8月～12月／リクナビ事件）

トピック⑨ 新型コロナウイルス接触確認アプリと個人情報保護

第3節 インターネット上での個人情報の利用（総論）

事例11 個人情報保護委員会がFacebook社に対して、ソーシャ

ルプラグインを用いた情報の自動送信等につき行政指導を行った事例（平成30年10月／Facebookソーシャルプラグイン行政指導）

事例12 破産者の氏名等をオンライン地図と紐付けて公開した破産者マップに対して指導が行われた事例（平成31年3月／破産者マップ事件、令和2年7月～8月／破産者マップ類似サイト事件）

事例13 自社のウェブサービスにおいて収集したユーザーの情報を利用して独自の信用スコアを作成し、それを第三者に提供するサービスを公開したところ、説明や同意取得の方法等について市民や有識者の指摘を受けた事例（令和元年6月／Yahoo!スコア事件）

第4節 カメラ画像情報の利活用（総論）

事例14 駅ビル利用者をデジタルビデオカメラで撮影して人流統計情報を取得する実証実験につき、市民や有識者からの指摘を受けて延期した事例（平成25年11月／大阪ステーションシティ顔認証実験）

事例15 タクシー車内に設置したタブレット端末付属のカメラを用いて撮影したタクシー利用者の顔画像からその性別を推定し、広告配信に利用することにつき、告知が不十分であるなどとして行政指導が行われた事例（平成30年11月及び令和元年9月行政指導／JapanTaxi車載タブレット事件）

事例16 利用者が登録した顔画像を、一つの地域における複数の事業者第三者提供すること等を通じて、キャッシュレス決済・キーレスドア解錠等の利便性を提供している実証実験の事例（平成31年

1月～令和3年3月予定／南紀白浜IoTおもてなしサービス実証実験）

事例17 参加店における万引き等の犯罪防止と、参加店において万引き等の犯罪を行ったことが確実な者の来店を確認・警戒目的として、複数の書店間で顔画像情報等の共同利用をしている事例（令和元年7月／渋谷書店万引対策共同プロジェクト）

第5節 海外における個人情報保護法制及び当局による執行事例・裁判事例等の概観（総論）

トピック⑩ 外国当局対応における留意事項（いわゆるGDPRとの関係で）

事例18 米国司法省、米国連邦取引委員会及びFacebook社の間で2019年7月になされた和解（2019年7月／Facebook社による米国連邦取引委員会の同意命令違反事件）

事例19 行動ターゲティング広告目的のクッキー運用についてのEUの判断事例（2019年10月／Planet49事件（欧州連合司法裁判所（ECJ）2019.10.1判決））

トピック⑪ 英国のEU離脱（Brexit）といわれるGDPRの関係

事例20 中国の電子決済サービス運営会社による顧客の金融情報の収集、使用について、行政処罰が行われた事例（2018年3月／中国人民銀行杭州中心支行／杭銀処罰字〔2018〕23号）

索引

○事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。